

広報いわむろ秘蔵写真館

■ 13 ■

写真は語る

護国神社造営勤労奉仕隊(樋曾)



(写真=樋曾・渡辺トミさん所蔵)

▶奉仕の名もとに、造営現場で汗を流した二十七人の彼女たち。記念写真

これは昭和18年7月8日、新潟市にある新潟県護国神社の造営勤労奉仕隊として、樋曾の若い女たちが奉仕に汗を流した時の記念写真である。このころ各地で「銃後の護り」として勤労奉仕が盛んに行われていた。今日はこの地区、明日はそこの地区と、半強制的に狩り出された。奉仕というだけあって、もちろん無報酬。この時は逆に一人、土一升を供出したという。造営現場が砂丘地であるためだ。

この日彼女たちは、全員が弁当一つに土一升を持

ち、樋曾から巻駅まで砂利道を6キロ歩き、そこから列車で白山駅へ。戦時中という暗い時代ではあったが、車内では時折、笑顔が見られたという。ふだん着に袴え、真新しいカスリの上着とモンペ姿に、「こんなとき以外、こぎれいに身を固めることもなかつた時代ですから…」と渡辺さん。下は15歳から上は25歳前後までの若い彼女たちにとつて、よそ行きの仕たくと、記念写真というこの一枚の見返りに、ひととき満心の笑みをみせていた――。

青い鳥はがきあげます

善意をありがとうございます

郵便局では、身体障害者福祉強調運動にちなんで、体の不自由な方に青い鳥はがき二十枚を無料で差し上げます。
▼対象：一・二級の身体障害者手帳をお持ちの六歳以上（三月末現在）の方
□間瀬七区の本間儀一郎さんから「父五郎治さん」のご冥福を祈られ金五万円のご寄付がありました。
□和納五区の小川穂さんから「父五郎治さん」のご冥福を祈られ金五万円のご寄付がありました。
□遊具（＝五万円相当）のご寄付がありました。

今月の納税 軽自動車税 全期

●5月31日が納期限です

第二子には

月額二千五百円

昭和六十一年六月一日現在、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が、対象になります。ただし、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童に限られ、対象となる家庭には、月額二千五百円の児童手当が支給されます。対象となる児童をおもひの家庭は、今月三十日までに役場住民福祉課で申請してください。

▼申請に必要なもの――

①印鑑 ②保護者が加入している年金の記号・番号 ③保護者名義の預金通帳

新制度では、二年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給できる体制をとりました。支給額は変わりませんが、支給期間が変わりますのでご注意ください。
■一年目（昭和六十一年六月一日から六十二年三月三十日まで）
昭和六十一年六月一日現在で、二人の未満のお子さんは二歳未満、三人目のお子さんは中学校卒業までを対象児童とします。

■二年目（昭和六十二年四月一日から

ら六十三年三月三十日まで）
昭和六十二年四月一日現在で、二人の未満のお子さんは四歳未満、三人目のお子さんは小学校三年生までを対象児童とします。

■三年目（昭和六十三年四月一日以降）
二人目のお子さんも三人目のお子さんも、就学前までを対象児童とします。

社会で育てる第一歩

平均寿命が延び、高齢化社会が進み、子供の出生率は減少しています。つまり人口の割合が、逆ピラミッド型になっているのです。このままの状態が続くと、次代を担う子供の数が減ってしまう、社会・経済の維持・安定に大きな影響をおぼすでしょう。

今回の改正は、未來へ育つ子供たちを「社会全体で育てよう」という基盤づくりの第一歩なのです。

ご協力を！

春の観光シーズンを迎え、県内外から多くの大型観光バスがやってきます。交通事故防止とふるさとのイメージアップのため、県道では、路上駐車や木材などの障害物を置かないようご協力を。

社会参加に力添え

体の不自由な方の免許取得に助成

免許の取得費用の一部を助成します。

△対象者：四級

程度以上の身体障

害者手帳をお持ち

の方で、免許取得

により就業など積

極的な、社会参加

の参加を促進する

ため、自動車運転

で、二人目のお子さんからも支給され

ることになりました。

改正された児童手当法を紹介します。